

■iD 特約(個人用) 新旧対照表(2025 年 4 月 1 日改定版)

現行	2025 年 4 月 1 日改定後
<p>第 2 条 (iD 会員)</p> <p>1. 株式会社ペルソナ（以下「当社」という）が発行するクレジットカードのうち当社が指定するクレジットカードの個人会員（以下「会員」という）で、本特約及びペルソナ会員規約（以下「会員規約」という）を承認のうえ、当社所定の方法で申込みをし、当社が適当と認めた方を iD 会員とします。</p> <p>2. 本決済システムを利用する媒体（以下「iD 媒体」という）は、iD 会員（一体型）です。</p> <p>3. 当社は iD 会員（一体型）に対しては、会員規約に基づき会員に発行するクレジットカードとして、会員規約に定めるクレジットカードの機能（以下「クレジットカード機能」という）と本特約に定める本決済システムでの利用機能の双方を備えた一枚のカード（以下「一体型カード」という）を発行し、貸与します。但し、一部一体型カードを発行できないクレジットカードがあります。</p> <p>4. 会員が家族会員の場合には、当該家族会員の利用につき責任を負う本会員が iD 会員である場合に限り、当社は当該家族会員を iD 会員とするものとします。但し、会員が iD 会員（一体型）の場合は、この限りでないものとします。</p> <p>5. 本会員は、iD 会員である家族会員による本決済システムの利用により生じる全ての責任（利用金額の支払義務を含む）を負うものとします。この場合、iD 会員である家族会員は、当社が、当該家族会員による本決済システムの利用内容・利用状況等（本特約で家族会員の利用とみなす場合を含む）を本会員に通知することを、予め承諾するものとします。</p> <p>6. 本会員は、iD 会員である家族会員に対し本</p>	<p>第 2 条 (iD 会員)</p> <p>1. 株式会社ペルソナ（以下「当社」という）が発行するクレジットカードのうち当社が指定するクレジットカードの個人会員（以下「会員」という）で、本特約及びペルソナ会員規約（以下「会員規約」という）を承認のうえ、当社所定の方法で申込みをし、当社が適当と認めた方を iD 会員とします。<u>また、当社が申込みを認めた日を契約成立日とします。</u></p> <p>2. 本決済システムを利用する媒体（以下「iD 媒体」という）は、iD 会員（一体型）です。</p> <p>3. 当社は iD 会員（一体型）に対しては、会員規約に基づき会員に発行するクレジットカードとして、会員規約に定めるクレジットカードの機能（以下「クレジットカード機能」という）と本特約に定める本決済システムでの利用機能の双方を備えた一枚のカード（以下「一体型カード」という）を発行し、貸与します。但し、一部一体型カードを発行できないクレジットカードがあります。</p> <p>4. 会員が家族会員の場合には、当該家族会員の利用につき責任を負う本会員が iD 会員である場合に限り、当社は当該家族会員を iD 会員とするものとします。但し、会員が iD 会員（一体型）の場合は、この限りでないものとします。</p> <p>5. 本会員は、iD 会員である家族会員による本決済システムの利用により生じる全ての責任（利用金額の支払義務を含む）を負うものとします。この場合、iD 会員である家族会員は、当社が、当該家族会員による本決済システムの利用内容・利用状況等（本特約で家族会員の利用とみなす場合を含む）を本会員に通知することを、予め承諾するものとします。</p> <p>6. 本会員は、iD 会員である家族会員に対し本</p>

<p>特約の内容を遵守させるものとし、当該家族会員が本特約の内容を遵守しなかったことによる当社の損害（iD 会員番号、暗証番号等の管理に関して生じた損害を含む）を賠償するものとし ます。</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>特約の内容を遵守させるものとし、当該家族会員が本特約の内容を遵守しなかったことによる当社の損害（iD 会員番号、暗証番号等の管理に関して生じた損害を含む）を賠償するものとし ます。</p> <p><u>7. iD 媒体は、iD の商品性の改定等により、追加、廃止、変更されることがあります。iD 媒体が廃止または変更される場合、当社は、当該 iD 媒体を利用している iD 会員に対し、当社が適当と認める方法で告知するものとし、iD 会員が所定の期間内に異議を述べない限り、同意したものとみなします。</u></p>
	<p><u>（2025 年 4 月改定）</u></p>